

公 告

令和8年度第2回受託県営住宅入居者を次のとおり募集する。

令和8年8月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申込期間 令和8年9月8日（火）から令和8年9月15日（火）まで

2 募集する住宅の概要
受託県営住宅

住宅の種別	団地名	住所	戸数	間取り	家賃		
県営	県住(鳥)西品治	鳥取市安長844	1	3DK	22,700	～	52,200

3 入居資格

次の(1)から(4)までの条件にすべてあてはまること。

(1) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）若しくは病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者があること又は単身者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。

(2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯……月額所得158,000円以下

裁量階層……月額所得214,000円以下

多子世帯……月額所得259,000円以下

※多子世帯とは、18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子が3人以上いる世帯をいう

裁量階層とは、次のアからクまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満のもの

イ 障害の程度が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であるもの

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる障害のある者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までであるもの

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含む。)で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級又は2級であるもの

(ウ) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者で、その障害の程度が(イ)に相当するもの

(エ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

カ 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童があるもの

キ 妊婦がいるもの

ク 夫婦のみであり、いずれかが40歳未満であるもの

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条に規定する鳥取市の休日を除く。）に鳥取県住宅供給公社（窓口受付時間午前9時から午後5時）又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

5 選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。規格によって単身者を優先して選考するもの、同居親族がある者を優先して選考するものがある。なお、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の数を下回った場合は随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

6 抽選日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月1日（木） 午後1時30分から

（公開抽選は7の抽選方法に示すように時間を分けて行うので、詳しくは申込受理後発送する通知にて確認すること。）

(2) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎 6階 第5・6会議室

7 抽選方法

公開抽選において申込者が多い場合は、5の選考方法に示す単身者を優先する規格と同居親族がある者（家族世帯）を優先する規格の別に時間を分けて行う。

抽選の順番は、団地名の五十音順とし、市営住宅及び受託県営住宅の別に関係なく行う。

なお、複数団地申込者は、当選した後に行われる他の抽選に参加できないものとする。

8 入居可能予定日

令和8年10月30日（金）

9 問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 建築住宅課 住宅係 電話：0857-30-8371

鳥取県住宅供給公社 事務局 電話：0857-30-7480